

書 評

BOOK REVIEW

井川 志郎 著

『EU経済統合における労働法の課題』

——国際的経済活動の自由との相克とその調整

石田 信平

1 本書の目的

経済統合には、関税撤廃や労働移動の自由化など、さまざまな形や段階があるが、労働力の移動については、国内労働市場への悪影響あるいは自国民の雇用優先の観点から、高度専門職への限定、労働市場テストの実施など、外国人労働に何らかの制限が設けられることが多い。日本でも、外国人労働者の就労については厳格な入国管理政策がとられているといえよう。もっとも、関税については、保護主義から自由貿易主義が世界の趨勢であり、日本においても海外諸国との経済統合が推し進められてきているとみることができる。関税撤廃により、企業の海外活動の障壁がいっそう取り払われ、資本の移動がますます加速する可能性がある。将来的には、労働移動の国際的障壁がいっそう取り除かれていく可能性も否定できない。こうした経済統合の進展によって、はたして労働法にどのような課題が生まれるのか。

本書は、国際的経済活動の自由と国内労働法の浸食の関係が問われたEUのViking事件、Laval事件、Ruffert事件、Commission v Luxembourg事件（ラヴァール・カルテット）を素材として、以上のような経済統合と労働法との関係に関する論点について検討を加えたものである。いわく、「経済統合下で労働法（学）に如何なる課題が突き付けられる可能性があり、労働法（学）はそれにどのように対応できるか」という問



●いかわ・しろう
山口大学講師。

●旬報社
2018年12月刊
A5判・296頁
本体4000円＋税

題関心に基づいて、労働市場の障壁除去を含めた経済統合が実現されたEUを研究対象とし、「ラヴァール・カルテットを主たる素材として、EUにおいて、①国際的経済活動の自由（自由移動原則）と労働法との間の相克関係が如何にして生じたのか、②かかる相克関係がどのように調整されており、それをどのように評価すべきか、③調整が適切でないとするれば、どの点に課題があるか」を論じた書である。

2 本書の概要

本書が主たる検討の素材とするラヴァール・カルテットとは、⑦フィンランドのフェリー会社であるViking社が、自社の船舶をエストニアの子会社に譲渡してフィンランド国内法と労働協約の船員に対する適用を回避し、船員の労働条件を引き下げようとしたために、フィンランドの船員組合がストライキの通達や労働条件変更の撤回要求を会社に行ったところ、これに対して、Viking社がそうした団体行動の差止めを求めたViking事件、④ラトビアの建設会社であるLaval社が、ラトビアからスウェーデンにある子会社に従業員を送り込みラトビアの労働条件に準じて就労させていたところ、スウェーデンの産別労組である建設業労組等が協約の締結等を求めたが不調に終わったために当該労組等がストライキを行ったが、これに対してLaval社がその差止めと損害賠償等を求めたLaval事件、⑤ドイツ・ニーダーザクセン州から協約

遵守義務の合意を伴った建設工事を受注したOB社が下請けとしてポーランドの会社を用いてポーランド人労働者を建設業協約以下の賃金で就労させていたところ、ニーダーザクセン州が協約遵守義務違反を主張したRüffert事件、④法律だけでなく労働協約等も含めた適用を外国からの一時的な配置労働者に求めるルクセンブルク国内法について、欧州委員会が企業のサービス提供に違反するとして欧州司法裁判所に提訴したCommission v Luxembourg事件である。⑦と④については、企業による開業の自由と団体行動権の衝突が問われたが、欧州司法裁判所は、争議権に基本権としての地位を認める一方で、企業の開業の自由を団体行動権に優越させて、団体行動の違法性を肯定した。また④、⑤、⑥については、他の加盟国からの一時的な配置労働者に対して、加盟国がEUの越境的配置労働者指令を上回る裁量的な自国法の適用が可能であるかが問われたが、欧州司法裁判所は、企業の実業の自由を根拠に加盟国による裁量的な上乗せを否定した。

本書は、⑦ (Viking事件) と④ (Laval事件) において欧州司法裁判所が、企業の国際的経済活動の自由を重視して、労働条件水準の高い加盟国の企業が労働条件水準の低い加盟国の労働者を雇用するソーシャルダンピングを法的に肯定したことを指摘し、このことが、EU労働法がソーシャルダンピングへの不安を背景として漸進的に形成されてきた背景や労働協約に対する競争法の適用が除外されてきたという背景と逆説的な展開であることを明らかにする。また、こうした欧州司法裁判所の先決裁定と企業や労働者の自由移動原則保障の射程が拡大した経過(加盟国の企業や国民が国籍に基づく差別によって越境的取引の制限を受けないところから差別が認定されなくても市場への参入を制限することは許されないというところに変化したこと)との関係も明確に指摘する。

さらに、本書は、④ (Laval事件)、⑤ (Rüffert事件)、⑥ (Commission v Luxembourg事件) においてなされた欧州司法裁判所の越境的配置労働者指令に対する解釈に関して、加盟国による裁量的な上乗せ規制が当該指令によって制限される根拠が明らかではないこと、当該指令とサービス提供の自由との関係が明確とされていないことを指摘する一方で、団体行動権と

開業の自由の調整とは異なり、当該EU指令を通じて、ソーシャルダンピングの防止とサービス提供の自由との調整が、一応なされているとする。

このようにして本書は、ラヴァル・カルテットについて、その経緯や内容にとどまらず、それらに関連する議論にも詳細な検討を加えて、「①国際的経済活動の自由(自由移動原則)と労働法との間の相克関係が如何にして生じたのか、②かかる相克関係がどのように調整されており、それをどのように評価すべきか、③調整が適切でないとするれば、どの点に課題があるか」という著者が本書冒頭で設定した検討課題に関して、次のように結論付ける。まず①については自由移動原則の拡大を一つの要因として、企業のソーシャルダンピング的な行動が、開業の自由やサービス提供の自由の行使として把握されたことによるとする。また②に関して、団体行動権と自由移動原則の調整が、開業の自由やサービス提供の自由を優越させる形でなされているとし、団体行動権の基本権保障の意味を失わせる結果になっている一方で、低廉労働力流入の阻止については国際的なレベルでの共通の抵触法(越境的配置労働者指令)に基づいて適法性が判断されているとする。さらに、③については、集团的労働法の領域において積極的な統合がなされていないことや、抵触法についても基本的視点が定立されていないといった課題があるとする。

3 コメント

以上のように、本書は、ラヴァル・カルテットを軸としつつ、一方において、経済統合下における労働法の在り方という問題関心を掲げ、他方において、具体的な検討課題を上記のように設定し、その課題に関して結論を導くために、手厚い検討を展開するというものである。設定した課題を掘り下げる議論を一貫して展開しつつも、ラヴァル・カルテット自体の検討だけではなく、EU労働法の歴史的展開やEU労働法における抵触法の位置付けなどにも目を配った検討がなされている点に特徴がある。

もともと、著者も自認している通り、本書の議論には、Viking事件やLaval事件をめぐる議論の最新動向がフォローされていない点などに課題がある。

また評者のみとところ、本書の議論には、次のよう

ないいくつかの疑問もある。

第一に、経済統合には、政治統合を含めた完全な経済統合、関税撤廃による貿易障壁の除去、人の移動に関する障壁の除去など多様な形や段階があるところ、本書においてどのような経済統合が念頭に置かれているかが明らかにされていない点である。人の移動を含めたEUのような経済統合が念頭に置かれているとすれば、そのような経済統合下における労働法の課題に検討を加えることが、日本の労働法学にとってどのような意義があるのか、人の移動に関する統合が果たされた場合、労働法にどのような課題が具体的に生じるのか（EUにおいてどのような課題が具体的に生じているのか）が明らかにされなければならない、といえよう。

第二に、逆に、Viking事件やLaval事件で示された、団体行動権に対する企業の開業自由の優越は、経済統合下における独自の問題というわけではなく、経済統合の理論的帰結として生じる問題というわけでもない、という点である。たとえば、日本企業が東南アジアに工場を移して現地労働者を雇用することに関して、日本の労働者が団体行動を行うという問題、あるいは日本企業が東南アジアに子会社を設立して現地採用労働者を日本に派遣することに対して、日本の労働者が団体行動を起こす事態は十分に想定されるのであって、そうした場合に、わが国の裁判所が、営業の自由を団体行動権に優先させる判断を行うことも想定されるということである。関税が撤廃されていなくても、労働力移動の障壁が取り除かれていなくても、こうした事態は起こりうる。仮にそうだとすれば、経済統合下における労働法の課題という問題関心に基づいてViking事件とLaval事件を取り上げることの妥当性が問われることになる。

第三に、団体行動権よりも開業の自由等を優先させた欧州司法裁判所の価値判断が、経済統合の帰結でないとすれば、そのような価値判断を行った背景にある哲学、そうした価値判断に対するEUの評価や各加盟国での議論の状況が重要な論点となると思われる。ラヴァル・カルテットに対するEUの反応として提案された団体行動権と経済活動の自由の調整に

関する欧州委員会の規則案（Monti II規則案）に関する検討が少なくとも必要である。また、自由移動原則の優先が、加盟国の全労働者に対する均等な雇用機会の付与といったEUの社会政策によるものであるという見方もありえよう（See Dorota Leczykiewicz, 'Conceptualising Conflict between the Economic and the Social in EU Law after Viking and Laval', in Mark Freedland and Jeremias Prassl (eds), *Viking, Laval and Beyond* (Hart Publishing, 2014)）。賃金水準が低い加盟国にとっては自由移動原則の優先がそういう社会政策的な意味合いを持つ可能性がある。また、争議権を基本的として位置付けてこなかった加盟国にとっては、Viking事件のインパクトは大きいものと想像される。

第四に、経済統合下における労働法の課題という問題意識によれば、ILO条約や欧州人権条約などの国際条約における労働基本権の位置付け、が重要であるといえよう。ラヴァル・カルテットがILO条約や欧州人権条約の観点からどのように評価されるか、という点に関する検討が必要不可欠であると思われる。たとえば、欧州人権裁判所は、欧州司法裁判所と同様に争議権を基本的人権としつつも、それが限定される範囲を欧州司法裁判所よりも狭く限定しているが、そのことがどのように評価されているのか、ラヴァル・カルテットとILO条約は整合的であるのか、といった点に関する検討が必要であろう。

本書はラヴァル・カルテットに関する重厚な研究を展開するものであり、EU労働法研究を行うに当たって必ず参照されるべき研究書であることは疑いない。評者は、著者の問題関心と課題設定との間の整合性やラヴァル・カルテットに関する検討に物足りない点を感じたものの、そうした疑問は些細なことでもある。本書の問題関心は、経済統合と労働法の緊張関係というスケールの大きいものであり、評者としては、EU労働法の新進気鋭である著者の今後の研究に注目していきたいと思う。

いしだ・しんべい 専修大学法科大学院教授。労働法専攻。